

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【東御市役所】

(作：堀田光彦氏 東御市文化係 地域おこし協力隊)

- ・ 所長より「菅総理の中小企業戦略」…………… P 1
- ・ 令和2年分 所得税確定申告の注意点…………… P 3
- ・ テレワークで生じた通信費等業務使用部分の算定方法…………… P 6
- ・ 4月1日より総額表示が義務化となります！…………… P 7
- ・ 濃厚接触者等になり休業した場合の支援金・給付金…………… P 8
- ・ 貴社の「身元保証書」は改正民法に対応済みですか？…………… P 10
- ・ 【総務の窓シリーズ】コロナ禍でも良い印象を与える接遇を…………… P 11
- ・ 私の履歴書 ~その6~…………… P 13
- ・ 事務所カレンダー・編集後記…………… P 15

2月
199



I . 菅総理の中小企業戦略 ~ 中堅企業の成長促進 ~

所長 佐藤 英人

1月28日に令和2年度第3次補正予算が成立しました。1次と2次で約80兆円、今回20兆円、年間100兆円の、通常予算と等しい計100兆円の新型コロナ対策費の計上となりました。国債発行とその国債の日銀買取でまかなわれますが、これは国と日銀を連結して考えれば単なる通貨増加策で、米や中国などと比較しても少ない方なので、インフレにならない限り問題はないという見解が大勢ではあります。



1 . 中小企業の定義の改正

菅総理の新型コロナ経済対策の概要が、税制・予算そして法律改正で見えてきました。1月27日開催の中小企業政策審議会で、今国会に提出される中小企業の定義の改正法案が審議されました。

(1) メリットのある企業：資本金3億円以上かつ従業員が300人超500人以下の企業 ~ 資本金規模にとられない中堅企業育成策 ~

製造業を例にみると、従来の資本金3億円以下、または従業員300人以下であったものが、資本金3億円以上かつ従業員が300人超500人以下の、従来では大企業に区分された企業を中堅企業として定義し、補助金・金融・税制の優遇を受けることができるようにして、**国際的に活躍する企業を育成する**という改正です。

(2) デメリットである企業：資本金3億円以下でも従業員数500人超の企業 ~ 資本金が既定以下でも従業員での規制を導入 ~

同じく製造業を例にみると、資本金が3億円以下であれば従業員が何人でも中小企業であった区分が、**500人超になった場合には中小企業から外す**という改正です。ただし来年の3月末までは経過措置で中小企業の特例は利用できるようです。

あくまで単体企業での規定ですので、メリットを検討しながら分割による子会社化などの資本政策を1年かけて検討する必要はありそうです。

【参照：同封資料「ポストコロナを見据えた中小企業の足腰の強化」】

(3) 対象の法律群

この改正は「経営強化法・地域未来法・中小機構法」の3つの法律に代表される法律だけが対象となりそうですので、**経営承継円滑化法などは非対象**と思われます。

2 . 事業再構築補助金

第3次補正予算では破格の1.7兆円の予算をつけた中小企業独自のコロナ対策支援金です。詳しくはパンフレットをご覧ください。【参照：同封資料「事業の再構築に挑戦する皆様へ」】

コロナが1年も続き、人々の生活様式も変わり、そう簡単に元には戻らない中で、例えば帝国ホテルが客室の一部をアパートに転換したように、コロナ対策での業態転換が要求されます。パンフレット裏面に事例が載っていますので、**大胆な発想転換でピンチをチャンスに変える経営力を発揮し、ぜひ補助金申請にチャレンジしてみましょ**

現在は受託会社の公募中ですので、3月頃には申請が始まると思います。



なお、今後の補助金申請はすべてネットのみの申請受付となるのですが、受付のための口座取得に数週間かかるため、申請受付が開始されてから口座の申請をしても間に合わない可能性が高く、経済産業省のHPでは「とにかく今すぐ申請口座の開設を！！」と注意書きがされています。

3. 中小企業M & Aの促進

経済産業省は、なかなか進まない中小企業の事業承継対策の一環と、ウィズコロナ対策として、第三者承継、つまりM & Aを官民が力を合わせて今後1年間で5万社、10年間で60万社とする目標を掲げました。このための施策は次のとおりです。

| | |
|----------------------|--|
| 中小M & A ガイドラインの公表 | 昨年4月に公表され、契約書のひな型や手順、仲介業者の報酬などが示されました。 |
| 税制での後押し | 買収金額の7割の「投資損失準備金」の繰入損として5年間損金化を認める制度が創設されました。 また、買収後の設備投資の全額損金化や昇給額の25%の税額控除などで後押しをする改正が4月から始まります。 |
| 仲介料の補助金制度 | 最高1千万円まで補助金が出ます。 |
| ネット検索 | ネットでの登録と検索で相手を探ることができる業者【プラットフォーム】として全国で3社が認定されました。 当社は、そのうちBatonz（バトンズ）と契約しています。ネットで登録できますので、お申し出ください。 |

4. 法律の改正

上記のアフターコロナ対策を後押しする法律改正も始まります。



(1) 株主総会の改正

出席者ゼロでも総会が可能となる「バーチャルオンリー型株主総会」の実現を検討

(2) 所在不明株主対策の改正

企業の統合やM & Aを促進するために、現状5年の期間がかかる所在不明株主の株式買取制度を、最短1年でできる特例を創設

(3) 債権譲渡の対抗要件の電子化

上記をはじめとして、今後いくつかの改正が予定されていますので目が離せません。その都度、本ニュースでお知らせしていきます。

5. デジタル庁の創設

今年9月1日職員500人・予算3000億円で創設される、デジタル庁の職員募集が始まっています。私がビックリしたのは、この電子化の審議会に菅総理が約13回も出席していることです。菅総理の電子化への強い思いは、河野さんを規制改革担当とした人事にも表れています。様々な書類のハンコの廃止と、電子申請のみ受付という制度への移行が始まります。

まさに遅々として進まなかった電子立国制度が新型コロナ対策としてここ数年で否が応でも出来上がることとなるでしょう。



Ⅱ．令和2年分 所得税確定申告の注意点



個人事業者はもちろんですが、会社経営者やサラリーマンなどの給与所得者も確定申告が必要な場合があります。今年の確定申告は新型コロナウイルス関連の税制上の措置や、青色申告特別控除・基礎控除額など前年との変更点が多くあります。令和2年分の確定申告の注意点を確認しておきましょう。

1．新型コロナウイルス関連の助成金等

個人が新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う助成金や補助金など（以下、助成金等）を受け取った時、課税対象なのか？また、どの年分の収入金額として確定申告すればよいのか？

(1) 所得税が課税されない助成金等

受給しても所得税が課税されない助成金等もあります。主な助成金等は次のとおりです。

| 所得税の非課税対象となる助成金等 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 ・特別定額給付金 ・子育て世帯への臨時特別給付金 ・学生支援緊急給付金 ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・東京都のベビーシッター利用支援事業の特例措置における助成 |

(2) 「一時所得」や「雑所得」になる助成金等

Go To キャンペーンで受けた割引やクーポン券は一時所得となります。



| 助成金等の名称 | 収入計上時期 | 所得区分 |
|---------------------|---------------------------|------|
| Go To トラベル事業における給付金 | 旅行終了時（旅行代金割引相当額） | 一時所得 |
| | クーポン券使用時 （地域共通クーポン相当額） | |
| | ポイント 食事券使用時 | |
| Go To イート事業における給付金 | ポイント クーポン使用時 | 一時所得 |
| Go To イベント事業における給付金 | ポイント クーポン使用時 | |
| 持続化給付金（給与所得者向け） | 支給決定時 | 雑所得 |
| 持続化給付金（雑所得者向け） | 支給決定時 | |

一時所得は50万円の特別控除が適用されますので、他の一時所得の金額との合計額が50万円以下であれば、所得税の課税対象にはなりません。

年末調整済みの給与所得者で、一定の所得等の合計が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。

(3) 「事業所得」等に区分される助成金等 ～いつ収入として申告すればよい？～

原則的な取り扱い

所得税における収入の計上時期は、その収入すべき権利が確定した日の属する年分となります。

国や地方公共団体から支給される助成金等については、助成金等の支給が決定された日に収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、支給が決定された日の属する年分に収入計上をします。

特定の支出を補填する助成金等の場合

ただし助成金等のうち、支給要項などで定められた特定の支出を補填するものについて、その支給を受けるために必要な手続きをしているときには、その支出と同時に、実質的に、助成金を支給する権利が確定していると考えられることから、結果として、所得が生じることがないようにその支出が発生した日の属する年分に収入を計上します。

【主な助成金との収入計上時期】

| 助成金の等名称 | 収入計上時期 |
|--------------------------------|----------------------|
| 持続化給付金（事業所得者向け） | 支給決定時 |
| 都道府県の休業・時短要請協力金 | |
| 雇用調整助成金 | 支給決定時 又は 経費発生時 |
| 小学校休業等対応助成金（支援金） | |
| 家賃支援給付金 | |
| 小規模事業者持続化補助金 | |
| 農林漁業者への経営継続補助金 | |
| 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金 | |

経費発生時は、助成金等の支給対象となる経費を支出した時に収入計上します。

助成金等による補填を前提として所定の手続きを済ませている場合は、その支出が発生した日の属する年分の収入として計上します。

雇用調整助成金（特例措置）

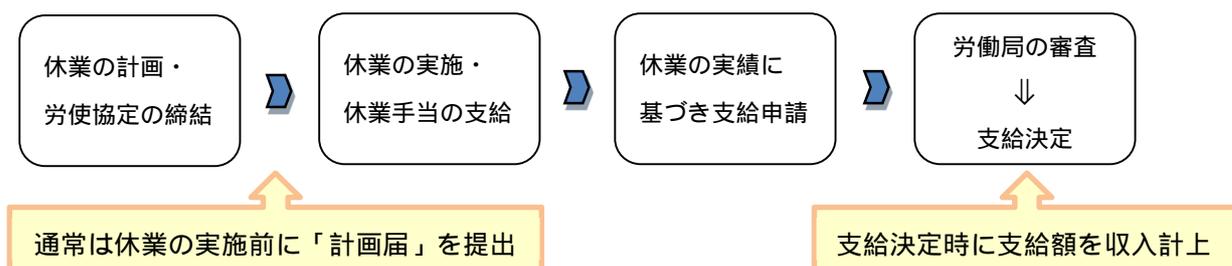
雇用調整助成金のコロナ禍の**特例措置**として助成率等の引上げ、手続きの簡素化などが図られており、事前の「計画届」の提出が不要とされました。

休業の実施や休業手当を支給した後に、その実績に基づき支給申請を行えばよく、休業手当の支給が同助成金による補填を前提としておりません。

そのことから支給の決定を受けた事業年度に支給額を収入に計上すればよく、休業を実施した年に金額を見積もって収入計上する必要はありません。



【「特例措置」の手続きの流れと収入計上時期】



2. 納税猶予の特例を利用した場合

令和2年4月30日に施行された新型コロナ関連の税制上の特例措置による納税猶予の特例を利用して、中間・予定納税分について納税猶予を受けている場合、その猶予期間は猶予を受けた中間・予定納税分と同じ年分の確定申告期限までとなります。

確定申告期限後は、換価の猶予又は納税の猶予を受けることができます。

3. 基礎控除と青色申告特別控除の金額変更

令和2年の申告から、**基礎控除額が38万円から48万円に引き上げられる**一方で、**青色申告特別控除の金額が65万円から55万円に引き下げられました**。基礎控除と青色申告特別控除の総額の控除額については変わりません。

ただし、従前の要件に加えて、**電子申告または会計帳簿の電子保存を行うこと**で、引き続き65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

【65万円の青色申告特別控除の要件】

| 従前の要件 | 追加要件 |
|--|----------------------|
| 複式簿記で記帳 申告書に貸借対照表と損益計算書 などを添付 期限内申告 | 電子申告 又は 電子帳簿保存 |

4. 給与所得および公的年金所得がある場合の所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

【所得金額調整控除（公的年金受給者）】

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 給与所得 + 公的年金等に係る雑所得が10万円を超える |
| 控除額 | 給与所得金額（10万円が限度） + 公的年金所得金額（10万円が限度） - 10万円 |

5. PCR検査は医療費控除の対象？

対象となる医療費は、医師等による診療や治療のために支払った費用及び診療や治療に必要な医薬品の購入費用などとされています。

| | |
|-------|---|
| 控除対象 | 新型コロナに罹っている疑いがあり、 医師等の判断でPCR検査を受けた際の費用 |
| 控除対象外 | 自己の判断で受けたPCR検査 |



6. 確定申告期限 4月15日まで延長

この2月2日に国税庁から、令和2年の**所得税と贈与税の確定申告期限を1か月延長し、4月15日までとする**と正式に発表されました。

同様に個人事業者の**消費税の申告・納付期限も3月31日から4月15日までに延長**されています。

7. 最後に

今年に入り新型コロナウイルスの感染が急激に広がっていたため予想はされておりましたが、今年の確定申告も期限が延長となりました。

ただ、変更点や注意点がとても多いため早めの準備を心掛けたいものです。65万円の青色申告特別控除の要件のひとつである**電子申告に関しましては、当事務所は以前より積極的に導入しておりますので、お気軽にご相談ください。**

参考：週刊税務通信
(担当：監査部3課)



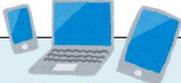
Ⅱ. テレワークで生じた通信費等業務使用部分の算定方法

在宅勤務「テレワーク」が浸透するなかで、在宅勤務を行う従業員に対し、在宅勤務に必要な費用として在宅勤務手当を支給した場合の給与課税の有無について、国税庁よりその取扱いが示されました。



会社が従業員に対し在宅勤務に必要な費用を支給する場合、**その費用の実費相当額を精算する方法によるものであれば、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、従業員に対し毎月5,000円などを渡切りで支給するなど、精算不要とするような場合については給与課税がされます。**

また、通信費や電気料金等については、業務のために使用した部分を明確に算定するのは難しいため、下記の計算式によるものは、給与課税をしなくてよいとされました。

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| 業務のために使用した基本使用料や通信料等 | |  |
| 【計算式】 | |  |
| 従業員が負担した 1か月の基本使用料や 通信料等 | × $\frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}}$ | × 1 / 2 () |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| 業務のために使用した基本料金や電気使用料 | |  |
| 【計算式】 | | |
| 従業員が負担した 1か月の基本料金や 電気使用量 | × $\frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}}$ | × 1 / 2 () |

() 1日(24時間)のうち睡眠時間(平均8時間(総務省統計局))を除いた時間(16時間)に占める労働時間(法定8時間)の割合

なお上記の計算式によらず、より精緻な方法などで業務のために使用した金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても給与課税はされないとしています。

参考：国税庁HP「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

(担当：監査部5課)



IV. 4月1日より総額表示が義務化となります！

令和3年3月31日に総額表示義務の特例期間(税抜表示を認める措置)が終了します。値札やメニュー表の価格表示が適正か事前に確認しておきましょう。

1. 消費税における総額表示の特例が2021年3月31日に終了します！

「総額表示」とは、消費者が購入する際の誤認防止のために、値札やチラシ・ホームページ・カタログ・メニュー表等の表示価格を、消費税を含んだ支払総額が分かるように記載することを義務付ける制度です。

総額表示方式については、平成25年10月1日から令和3年3月31日迄は、消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)により、値札変更等の企業負担を軽減する観点から税抜表示も認められてきましたが、**4月1日より総額表示が義務化されます。**

商品の値札には、顧客の支払総額を記載する必要があります。下記の例をご参考下さい。



【表示例】

| 誤 | 正 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 10,000 円 (税別) ・ 10,000 円 (本体価格) ・ 10,000 円 + 消費税 ・ 10,000 円 (表示価格は税抜です) <div style="text-align: right; font-size: 2em; color: blue;">×</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 11,000 円 ・ 11,000 円 (税込) ・ 11,000 円 (内、消費税 1,000 円) ・ 10,000 円 (税込 11,000 円) <div style="text-align: right; font-size: 2em; color: red;">○</div> |

現行では、総額表示義務を怠った事に対する罰則はありません。また、見積書や請求書等の金額表示や業者間取引については、総額表示義務の対象となっていませんが、インボイス制度を見据えて値札やチラシだけでなく、見積書や請求書等の金額表示も併せて見直しておくといでしょう。

2. 令和3年10月1日からインボイス制度の事業者登録申請の受付が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。それに伴い、仕入税額控除の要件として「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が必要となります。

令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録受付が始まります。

（担当：監査部4課）



V. 濃厚接触者等になり休業した場合の支援金・給付金

従業員から電話がかかってきました。「家族が新型コロナウイルスに感染して濃厚接触者となってしまいました。どうすればいいでしょうか？」



年明けにこのような対応に追われた企業も多かったのではないのでしょうか。

当然企業としては、しばらく会社を休むように従業員に伝えますが、**事業主都合でこのような事例で休ませた場合の支援金・給付金が期限を延長して受給できることとなりました。**

【対象期間および申請期限】

| 休業した期間 | 申請期限 |
|--|---|
| 令和2年4月～9月 | 令和2年12月31日（木） |
| 令和2年10月～12月 | 令和3年3月31日（水） |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin-right: 10px;">↓ 延長</div> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; margin: 0;"><u>令和3年1月</u></p> <p style="color: red; margin: 0;"><u>令和3年2月</u></p> </div> </div> | <p style="margin: 0;"><u>令和3年5月31日（月）</u></p> |

1. 制度に関するQ & A

Q 1. 支援金・給付金とはどのような制度ですか？

A 1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中小企業に雇用される労働者が事業主の指示により休業し、休業中に休業手当を受けることができない場合に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を支給するものです。

Q 2. 支援金・給付金は労働者個人に支給されるものですか？

A 2. 労働者個人に支給されるものです。

Q 3. 支援金・給付金の対象者は誰ですか？

A 3. 事業主の指示により休業し、当該休業に対して休業手当が受けられない中小事業主に雇用される労働者が対象です。学生アルバイト、外国人や技能実習生も対象となります。

Q 4. 支援金・給付金の対象となる休業について教えてください。

A 4. 支援金・給付金の「休業」とは、事業主の指示により所定労働日に労働者を休ませるものをいい、申請に当たっては、事業主の指示により労働者を休業させていることを確認します。また、疾病、育児、介護、母性健康管理措置、教育訓練など労働者本人の事情による休みや年次有給休暇は、支援金・給付金の「休業」ではありません。申請に当たっては、申請を行う労働者の方からこれらに該当する日数を申告していただきます。

Q 5. 申請方法について教えてください。

A 5. 郵送またはオンラインでの受付となります。窓口申請は受け付けておりません。

- ▶ 申請書ダウンロード <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号：0120-221-276
(月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15)



従業員本人が申請するほか、事業主が従業員に代わって申請も可能です。

2. 会社としてどのような対応をするのか社内で協議してみてください！

| ケース | 対応 |
|--------------|---|
| 従業員が感染した場合 | <ul style="list-style-type: none">・従業員は所属長に報告。その後医療機関の指示に従い入院治療または宿泊施設・自宅での療養・連絡を受けた所属長は、総務に報告・会社全体として、濃厚接触者の特定の調査に協力する。 フロアの見取り図・座席表の用意、来社の記録などがあれば、準備をする。 |
| 従業員が濃厚接触者となっ | <ul style="list-style-type: none">・従業員は所属長に報告。感染者との最終接触の翌日から14日間自宅待機・連絡を受けた所属長は、総務に報告 |

| | |
|-------------------|---|
| た場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・所属長は待機期間中の職員と連絡をとり、病状の現況報告をさせる。待機期間中に何も症状が出ない場合は、待機期間終了後復帰 ・症状が出た場合は、保健所に相談した上で医療機関を受診 ・感染した場合は の対応 |
| 従業員が健康観察の対象となった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は所属長に報告。感染者との最終接触の翌日から 14 日間自宅待機 ・連絡を受けた所属長は、総務に報告 ・所属長は待機期間中の職員と連絡をとり、病状の現況報告をさせる。待機期間中に何も症状が出ない場合は、待機期間終了後復帰 ・症状が出た場合は、保健所に相談した上で医療機関を受診 ・感染した場合は の対応 |
| 従業員に発熱等の風邪症状がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に風邪症状（咳・喉の痛み・息切れ・全身倦怠感・下痢等）がある場合は所属長に報告する。 ・所属長は職員の体調を確認し、出勤を判断する。(1)(2)両方の条件を満たしている場合は出勤を認める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 発症後に少なくとも 8 日経過している (2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後及び症状消失後に少なくとも 3 日が経過していること |

の場合は、感染した本人が健康保険に加入していれば休業中は傷病手当金の申請で、給付金・支援金は申請できません。ただし、健康保険に加入していない従業員は、有給休暇あるいは無給となります。無給の場合で、会社に休業を指示された場合は支援金・給付金の対象となります。

～ の場合で事業主からの休業の指示があった場合は、支援金・給付金の対象となります。ただし、あくまで事業主からの指示があった場合ですのでご注意ください。

（担当：総務部）



V . 貴社の「身元保証書」は改正民法に対応済みですか？

～ 賠償額の入っていない契約は無効に！ ～

昨年の民法改正によって、「身元保証書」の取り扱いが大きく変わりました。身元保証書は、民法によって定められた、「企業と身元保証人との契約」ですが、これまでは、賠償額を決めずに身元保証契約が結べました。しかし、改正民法では、**賠償する上限の額を記載しなければ無効になってしまいます。**特に採用担当の方は押さえておきたい事項です。

【形骸化していた身元保証書】

入社時などに提出してもらった身元保証書ですが、これまでは、身元がはっきりしていることの証明、損害が発生したときに損害賠償をして貰う証明として使われてきました。身元保証人として本人と連帯責任を負うことを誓約する旨の内容ですが、その金額は記載されていません。つまり、従業員が賠償責任を負ったとしても、身元保証人に賠償額をいくら請求できるか

があやふやでした。

また、身元保証の任期は、就業規則に期間の定めがないときは3年、期間の定めがあっても最長5年ですが、更新をするケースは少なかったのではないのでしょうか。

【これからの選択肢】

次の3つが考えられます。自社にとって、どれがよいか検討してみてください。

1. 「身元保証書」自体をやめてしまう

現状でも形骸化しており、賠償額の記載のある保証書は抵抗があると思われるため。

2. 現状の、上限額の記載のない「身元保証書」を引き続き使う

法的な拘束力はないが、問題が起こったとき相互に協力して解決を図る相手として。

3. 改正民法に則った「身元保証書」を締結する

サンプルは、以下のとおりです。身元保証人は損害賠償の責を負うことになります。

身元保証書

社 御中

私 は、このたび、貴社に採用される （本人）が、法令・貴社の諸規則及び貴社との合意事項を遵守することを、身元保証人として保証します。

入社後、健康状態に問題があり、業務の遂行ができない又は支障が出ると見込まれる場合には、貴社に協力し、解決に向けて話し合いを行います。

万一、本人が故意又は過失により貴社に損害を与えた場合は、身元保証人として本人と連帯して賠償の責を負うことを誓約します。保証限度額は 円 までとします。

本件身元保証の期間は、本日より5年間とします。

以下、省略（本人及び身元保証人 押印欄）

金額は会社の自由ですが、本人の年収相当額の金額が一つの目安のようです。

（担当：総務部）



Ⅶ . コロナ禍でも良い印象を与える接遇を

総務の窓 シリーズ

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するなか、以前の常識が変化していると感じる場面が多々あります。以前なら、「マスクはお客様に失礼」とマスク禁止していた企業もありましたが、今ではビジネスマナーの観点から考えてもマスク着用必須と変わりました。

マナーとは、「相手へのおもいやりを表現したもの」で、絶対こうでなければならないというものではありません。しかし、基本的なことは最低限身につけなければならないと思いますので、**接遇マナー5原則**について今一度、確認していきましょう。



1.表情（笑顔）

まず、表情ですがポイントは笑顔です。相手の目をしっかりと見て、にっこりと笑顔で見つめて話しましょう。

2.挨拶

挨拶は、「5原則」で最も重要と言えるでしょう。ですが他の4つも全て出来ていて初めて気持ちのいい挨拶ができます。

挨拶は、人間関係を築くうえで必ず必要で、またどのような挨拶をするかでその人から受ける印象は変わってきます。自ら積極的にあいさつをしましょう。

3.身だしなみ

「おしゃれ」と「身だしなみ」は違います。「おしゃれ」は自己満足。「身だしなみ」は第三者満足と捉えましょう。相手は、表情や身だしなみから、その人の心や生活態度を読み取ります。それだけ「見た目」というのは重要！ということです。清潔感のあるTPOに合わせた装いを心掛けましょう。

4.話し方

まず、敬語で話すのが基本です。気を付けたいのは、「ゆっくりと」そして「はっきりと」話すこと。相手が聞き逃してしまったたり、大切なことが伝わらなかったりする事の無いように配慮しましょう。

5.仕草（態度）

しぐさ(立ち居振る舞い)には立ち方、物の受け渡し方など多々ありますが、基礎の「姿勢」についてご紹介します。

相手には常に「正対」して接することを心掛けることです。パッと声を掛けられたとき、顔だけ向けるようなことはありませんか？相手に上半身を向けるように心掛けるだけで印象はグッと変わるはず。また、背筋を伸ばすことも忘れないようにしましょう。

いかがでしたか？マスク着用の中、表情が伝わりにくくなっている今日、より一層身だしなみや言動が大切になってくるかと思えます。また、声がこもってしまうので声量やはっきりと話すことも心掛け、好印象を残せるよう行動できれば良いですね。

参考：(一社)日本マナーOJTインストラクター協会

<https://jamoi.jp/manner-instructor/hospitalityandservice/2020/09/07/1541/>

(担当：総務部)





1 . 妻の長男出産と帰郷

妻と結婚し、受験後の生活を楽しんでいた昭和 56 年、妻が長男を身籠り 2 月に切迫流産で入院しました。幸い大事には至らなかったのですが、小学校でクラスを受け持っており教壇に立つにはリスクがあるため、そのまま休職し、結局 3 月で退職することにしました。

妻が入院し私は何もできないなか、二人だけで初めての子どもをどう育てるか思い悩んでいたとき、父から電話があり、「所員で税理士の資格を取った清水税理士が独立する。彼は「英人ちゃん」に帰ってもらったら？と言っている。」「南町の新築のアパートを予約した、車も買ってやるから帰ってこい。」と人生の大きな岐路に、税理士を目指した時と同様に二度目の指示？をされました。二人で考えた末、この提案を受けることにしました。

6 月の大原簿記の授業が終わると同時に、私も講師を辞めることを申し出ました。当時の信州には大型の家電店や本屋などはなく、情報も新聞と本とテレビだけですので、文化の低いところに戻るというのは正直、抵抗がありました。しかし子育てを東京のアパートで二人だけであることの不安と、税理士として実務に早く着きたいという期待のなか、同郷の丸子出身の妻も後押しをしてくれ、決断をしました。



私は先に東京の都営住宅から妻を小諸の両親に預け、7 月 8 月と沖縄の小浜島・粟国島・奄美大島と、行きたいと思っていた島に退職金を叩いてダイビング三昧をして渡り歩きました。そのため沖縄でダイビングのガイドをしたいという夢を諦める心の整理ができ、9 月 1 日より入所しました。職員は、一体いつ私が事務所に入るのかと父に質問したそうです。

2 . 事務所入所

入所当時の事務所ですが、典型的な T K C の会計事務所でした。男性社員が月次で会社を訪問し会計伝票を持ち帰ります。この段階でそろばん等で現金と預金残高を合わせ、科目をチェックし、その後女性社員が電算室のオフィスコンピュータ (通称 : オフコン) で、正確性を確保するために別の人間とで伝票を二度入力し、T K C のセンターへ伝送し、翌日試算表が出てくるといった流れです。

ワープロすら出始めた頃で、オフコンでは文字入力できず摘要の入力はできない時代でしたので、元帳出力までの機能はありませんでした。そのため 3 枚複写の伝票の 2 枚目が借方、3 枚目が貸方の元帳として使用する伝票会計方式を採用していました。しかしカルタ取りのように膨大な伝票を科目別に整理しなければならず大変な作業でした。

それでもまだ T K C 以外の会計事務所は手書きがほとんどでしたから「T K C コンピュータ会計」というキャッチフレーズだけで差別化になるいい時代でした。

当時は税理士法人制度もなく会計事務所はみな個人事業で、男性 6 人女性 5 人の 11 人の事務所に入所し父・母と私という規模的には当時では大きい事務所ではありました。

母は和文タイプから、当時出始めたワープロで決算書と議事録の作成をほかの女子職員とすることを始めていました。

3. 私の仕事はじめ

事務所に入ったものの、私が講師をした財務諸表論の理論は中小企業ではほとんど利用する場はありませんでした。また法人税は、会社が作った決算書や減価償却台帳から税務チェックを入れて申告書を作るのですが、会社独自で作れる企業は当時の関与先に一社もなく、決算書・償却台帳を作るところからが会計事務所の仕事であり、すべて先輩職員から手取り足取りで教えてもらわないと何もできないことを痛感しました。順次担当先を割り当てられ、数年後には25社くらい月次で訪問する先の担当になりました。

土産物卸の会社の担当だったとき、その会社の銀行借入金の連帯保証人に、町のとある商店の社長がなっており、「連帯保証をするくらいならお金をあげたほうがいい。絶対に連帯保証人になってはいけない」と祖母が口癖のように言っていたことを思い出し、「解除してあげるべきだ！」と若気の至りで経営指導したつもりで発言をした際、社長から「会社を創業して資金を借りようとしても、財産のない者には銀行は連帯保証人が社長以外にいないと貸してはくれないんだよ。解除するにはその借入金の返済が終わらなければ無理で、だから私が創業して借金をしたときに連帯保証人になってくれたことに大変感謝しているし、だから迷惑をかけないようにすることが恩返しなんだよ。世の中は連帯保証人なく創業なんてできないんだよ。」と諭され、現実を知らない未熟な自分に腹がたち、当時は本しかないの、ほぼ毎日、金融や担保・保証や手形小切手など今まで読んでいなかった実務書を読み始めました。

決算は父がほとんどの関与先に出張するので、前日に手書きの精算表から決算書の原案を手書きと電卓で作成し持参するのですが、なにせ手書きですので貸借合わせに夜中まで苦労することが多かったですね。したがってアドバイスの検討をする余地もない水準でした。



4. 職員の不満

月に一度、男性職員は焼き鳥と締めラーメンという飲み会を、決算が終了する月末に実施しており、私も参加するようになりました。そこで待っていましたというばかりに、様々な愚痴を一手に聞く立場になったわけです。

まず会社の決算方針から悩み相談まですべて父が一人で行っていましたので、補助的な仕事が主である当時の職員からは、仕事が残高合わせや伝票整理の仕事がほとんどでつまらないという愚痴が…。当時はまだオフコン時代ですし、ほぼ数字の集計機能しかないわけです。ウインドウズもありませんし、MS-DOSが始まった時代でした。

次に多かったのは給料の件でした。父が決算料の請求書はその会社の業績や行った仕事を勘案しながら全て作成するため、溜めてしまい遅れて出すのでいつも資金繰りに窮していました。結果、補助的な仕事でもあり、他の会計事務所のように丁稚奉公的な低額の給料ではなかったのですが給料が安いという不満は持っていました。さらには責任ある仕事をしていませんし、今と異なりあまり勉強しなくても年に1回税理士会の職員研修で改正税法を勉強すれば何とかだったので、スキルの向上がなく、結果として将来性のある職業に見えないようでした。

たしか入所して数年たった頃でした、焼き鳥屋でだいぶ酩酊した私は「わかった。私についてきてくれ、給与は3倍にする。経営指導ができる事務所にし、仕事を楽しくして、長野県一の事務所にしよう！」と大見得を切って、それを何度も繰り返し喋ったようです。翌朝二日酔いで青ざめて起き、思い出して大反省…。ですがこの私の焼き鳥屋での約束の実現が、その後の目標となりました。

~ その7に続く ~



事務所カレンダー



この予定は変更する場合もございます

| | | |
|----|--------|----------------|
| 2月 | 1日(月) | 固定資産税の減免申請期限 |
| | 2日(火) | 会議・研修日 |
| | 16日(火) | 個人確定申告開始 |
| | 20日(土) | 営業日 |
| | 27日(土) | 営業日 |
| 3月 | 2日(火) | 会議日 |
| | 6日(土) | 営業日 |
| | 13日(土) | 営業日 |
| | 27日(土) | 営業日 |
| 4月 | 1日(木) | 会議・研修日 |
| | 15日(木) | 個人確定申告期限(期限延長) |
| | 28日(水) | 会議日 |

| | |
|--------|---|
| 毎日の朝礼 | 8:45~9:00 |
| 会議・研修日 | ・会議：午前9:30～11:00頃まで ・研修：午後1:00～4:30頃まで |

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、
終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

編集後記

コロナと共に迎えた新年、最初の事務所ニュースはコロナ関連の記事を中心にお届けしました。今後も最新の情報をお届けして参ります。なかなか終息の兆しが見えぬ中、東御市では終息への願いが込められた「地域を守る砂のアマビエプロジェクト」が行われております。今年一年、当事務所ニュースの表紙にてご紹介致します。

東御市HPに設置場所の写真及びマップが掲載されております。
設置場所にちなんだものを手に持ったアマビエがとても可愛らしいです！
ぜひ皆様も、実際に足を運んでご覧になってみてはいかがでしょうか。



▶東御市HP「とうみ砂のアマビエマップ」

<https://www.city.tomi.nagano.jp/category/kansentaisaku/152733.html>

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法案の概要

- 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1 「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援（最大0.2%の利子補給(例:中堅企業:0.8%、大企業:0.3%（期間10年の融資）等）

2 「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資（例:中堅企業:1.0%、大企業:0.5%（期間10年の融資）

4 中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加

3 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ（中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ）
※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資（例:中堅企業:1.0%、大企業:0.5%（期間10年の融資）

5 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

| | | | |
|---|---|---|--|
| 1. 規制改革の推進 ① バーチャルオンリー株主総会の実現 ② 規制のサンドボックスの恒久化*1 （生産性特措法からの移管） ③ 債権譲渡の対抗要件の電子提供 （民法等の特例） | 2. ベンチャー企業の成長支援 ① 大型ベンチャーへの民間融資 に対する債務保証制度 ② 国内ファンド（LPS）による 海外投資拡大（現行の海外 投資50%規制の適用除外） | 3. 事業再編の推進 ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の 課税繰延の事前認定の不要化 ② 株式対価M&Aにおける株式買取 請求の適用除外 | 4. 事業再生の円滑化 ① 事業再生ADR（私的整理）から 簡易再生手続（法的整理）への 移行時の再生の円滑化 |
|---|---|---|--|

※産業競争力強化法及び中小企業関連法を束ねて改正法案を提出予定。併せて、生産性特措法は廃止

*1:新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、これらの社会実装に向け、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けた実証を行い、実証の成果を用いて規制の見直しに繋げていく制度

ポストコロナを見据えた中小企業の足腰の強化

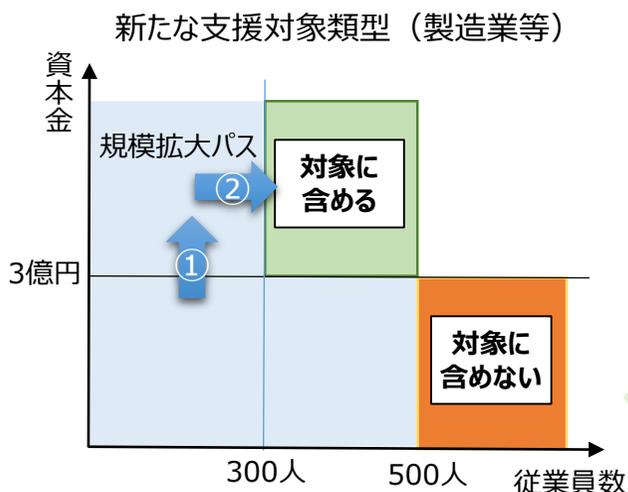
- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。 **(19年度補正・20年度補正で5.8万社支援)**

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。

※計画認定に紐づく金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

| 業種 | 従業員 |
|-------|--------|
| 製造業等 | 500人以下 |
| 卸売業 | 400人以下 |
| サービス業 | 300人以下 |
| 小売業 | |



2. 経営資源集約化の促進【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買取）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

事業活動に不可欠な基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

- 下請振興法における対象取引類型を拡大。（例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引等）
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

| | | | | | |
|-----|-----------|----------------|-----|------|-----|
| 補助額 | 従業員数5人以下 | ：100万円～500万円 | 補助率 | 中小企業 | 3/4 |
| | 従業員数6～20人 | ：100万円～1,000万円 | | 中堅企業 | 2/3 |
| | 従業員数21人以上 | ：100万円～1,500万円 | | | |

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡ 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡ オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡ 店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡ 新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡ 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡ 新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡ 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡ 一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡ 半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡ 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡ 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡ 和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡ 自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡ 映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816



詳細はこちら
(経済産業省HP)

